## 新潟県こむすび定期

(2023年10月20日現在)

	(2023年10月20日現在)		
1. 商品名	新潟県こむすび定期		
2. ご利用いただける方	以下いずれかの条件に該当する方 【条件①】 令和5年4月1日以降に生まれ、申請日時点で県内に住所を有する、年齢が1歳未満の方(新潟県外からの転入者を含む) 【条件②】 令和5年4月1日以降に新潟県外で生まれ、1歳以上3歳未満までの間に新潟県内に転入し、申請日時点で県内に住所を有する、年齢が3歳未満の方 ※口座開設手続きは、新潟県が発行する「『新潟県こむすび定期』認定証明書」(以下、「証明書」という。)を持参した親権者(または未成年後見人)に限ります。 ※証明書の発行は、新潟県が取扱う「新潟県電子申請システム」により行います。また、申請可能期間は条件により異なります。 ※証明書の発行に関して、詳しくは新潟県福祉保健部子ども家庭課へ問い合わせください。		
3. 確認書類	証明書		
4. 預金種類	証書式の「スーパー定期預金」		
5. 預入期間・預入種別	【「2. ご利用いただける方」の条件①に該当する方】 以下の定期預金を各1口座ずつ契約いただきます。 ・預入期間:2年(元利継続型、単利型) ・預入期間:5年(元利継続型、複利型) 【「2. ご利用いただける方」の条件②に該当する方】 ・預入期間:3年(元利継続型、複利型)		
6. 預入方法	S. C. Syring and J. C. C. Stranger (S. 1944)		
(1)預入方法			
(2)預入金額	5万円		
7. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。		
8. 利息			
(1)適用金利	・預入額に応じて、対象となる定期預金の預入日当日の店頭表示金利+年 1.00%を適用させていただきます。 ・上乗せ金利は、初回満期日までの預入期間に限らせていただきます。 ・上乗せ金利は、金利情勢の動向により期間中であっても変動することが あります。 ・満期日以降の適用金利につきましては、満期日当日の「スーパー定期預 金」2年・3年・5年の店頭表示金利を適用させていただきます。		
(2) 利払い方法	・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・「預入期間:2年」のみ、1年後の応当日に中間利払いし、子定期を作成 いたします。		

·			
(3) 計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算を行います。		
	・中間利払時の利率・・・約定利率×70%(小数点第4位以下切り捨て)		
9. 税金	・20.315%の源泉分離課税(国税 15.315%・地方税 5%)		
	* 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037		
	年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、		
	地方税 5%)となります。		
	* マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) がご利		
	用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。		
10. 手数料			
11. 付加できる特約条項	マル優の取扱いができます。		
12. 満期日前解約(中途解約)			
の取扱い	点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻しいたし		
	ます。		
	・ 中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が		
	中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額分は		
	解約元金から控除いたします。		
	【預入期間2年】		
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	
	6か月未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×30%のいずれか低い利率	
	6か月以上1年未満	約定利率×50%	
	1年以上2年未満	約定利率×70%	
	【預入期間3年】		
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	
	1 年未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×20%のいずれか低い利率	
	1年以上1年6か月未満	約定利率×40%	
	1年6か月以上2年未満	約定利率×50%	
	2年以上3年未満	約定利率×70%	
	【預入期間5年】		
	中途解約日までの預入期間	中途解約利率	
	1年6か月未満	中途解約日における普通預金の利率また は約定利率×10%のいずれか低い利率	
	1年6か月以上3年未満	約定利率×20%	
	3年以上4年未満	約定利率×40%	
	4年以上5年未満	約定利率×70%	
13. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内(1預金者あたり当金		
	庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までと		
	その利息)で保護されます。		
14. 金利情報の入手方法	金利については窓口でお問い合わせください。		
15. 苦情処理措置 (ろうきん	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または		
への相談・苦情・お問い			
	2		

合わせ)	電話番号 0120-480-975		
	受付時間 平日 午前9時~午後5時		
	なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。		
	ホームページアドレス https://www.niigata-rokin.or.jp		
16. 紛争解決措置 (第三者機	・ 東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)、第一東京弁護		
関に問題解決を相談し	士会仲裁センター(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁セン		
たい場合)	ター(電話:03-3581-2249) で問題の解決を図ることも可能ですので、		
	ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫営業推進部またはろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いた		
	だけます。		
	詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業推進部またはろうきん相談所に		
	お問い合わせください。		
	【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288		
	受付時間 平日 午前9時~午後5時		
17. その他参考となる事項	一部払い戻しはお取り扱いできません。		

## 新潟県労働金庫